

令和6年度 新規採用養護教諭研修の手引

—小学校・中学校・義務教育学校—



岐阜県教育委員会 教育研修課



新規採用養護教諭研修を始める皆さんへ

この「新規採用養護教諭研修」は、養護教諭としての職務を遂行していくために必要な実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付けることを目的として実施する大変重要な研修です。研修の内容については、皆さんの勤務校で行われる校内研修と、県総合教育センター等で行われる校外研修とに分けられ、それぞれ日数や時間数が定められています。また、これらの研修を進めるに当たっては、校内研修であれば勤務校の管理職や指導教員、校外研修であれば教育委員会事務局の指導主事等が中心となって皆さんをサポートし、指導・助言等を行っていきます。

養護教諭に求められる職務の一つに、児童生徒の保健及び環境衛生の実態を的確に把握し、心身の健康が心配される児童生徒の指導（支援）はもちろん、健康な児童生徒についても健康の増進に関する積極的な指導（支援）をすることがあります。特に、養護教諭の職務の特質や保健室の機能を十分に活かして、児童生徒の様々な訴えに対して心や体の両面への対応を行うヘルスカウンセリング（健康相談活動）は、より重要であるといえます。つまり、皆さんには、児童生徒の健康課題を的確に早期発見し、全ての児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するための取組を、他の教職員と連携しつつ日常的に行うことが期待されているのです。

また、岐阜県では「岐阜県『教員のキャリアステージ』における資質の向上に関する指標」を校種・職別に定めています。この指標は、項目ごとに「スタートライン」として今の皆さんに期待されている「姿」が、そして、これからの教員生活で期待される「姿」が示されています。そこで、この指標を用いて今の自分に求められている「姿」と、これから目指していくべき「姿」を確認してみてください。その結果、もしかしたら、今の時点で求められる「姿」に到達していない項目があるかもしれません。しかし、そのことで悲観したり、不安になったりする必要はありません。大切なことは、今の自分の「姿」を冷静に見つめ、立ち位置を確認し、これからの研修に活かしていくことです。

これから始まる教員生活では、順風満帆といかないこともあるでしょう。もし、困ったり、戸惑ったりするようなことがあれば、遠慮せず周りに「助け」を求めてください。同期採用の仲間、勤務校の同僚や管理職、あるいは教育委員会事務局の指導主事等を遠慮なく頼ってください。岐阜県では、「学び合い文化の醸成」「協働的な職場環境づくり」をキーワードに教育活動を展開しています。この「学び合い文化の醸成」「協働的な職場環境づくり」を目指すためには、他者との「対話」が欠かせません。教職員同士はもちろん、児童生徒、保護者あるいは地域住民の方との「対話」をぜひ大切にしてください。

皆さんの活躍を心から期待しています。

令和6年4月

岐阜県教育委員会
教育研修課長

指導者の皆さまへ

新規採用養護教諭研修の実施に当たって

この「新規採用養護教諭研修」は、養護教諭としての職務を遂行していくために必要な実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付けることを目的として実施する大変重要な研修です。研修の内容については、新規採用者の勤務校で行われる校内研修と、県総合教育センター等で行われる校外研修とに分けられ、それぞれ日数や時間数が定められています。このうち、皆さまには、主に校内研修を中心に新規採用者の指導に当たっていただくことになります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

養護教諭に求められる職務の一つに、児童生徒の保健及び環境衛生の実態を的確に把握し、心身の健康が心配される児童生徒の指導（支援）はもちろん、健康な児童生徒についても健康の増進に関する積極的な指導（支援）をすることがあります。特に、養護教諭の職務の特質や保健室の機能を十分に活かして、児童生徒の様々な訴えに対して心や体の両面への対応を行うヘルスカウンセリングは、より重要といえます。ときには、児童生徒の「命」と直接向き合う機会もあり、新規採用者には、自らの専門性を高めていくために、主体的に誇りをもって研修に打ち込むことが求められています。

こうした中、岐阜県では「岐阜県『教員のキャリアステージ』における資質の向上に関する指標」を校種・職別に定めています。この指標は、項目ごとに「スタートライン」として、新規採用者に期待されている「姿」が、そして、これからの教員生活で期待される「姿」が示されています。また、この手引では、校外研修と校内研修とを往還させながら、これからの研修が見通しをもって進められるよう、必要な情報等がまとめられています。校内研修の実施に当たっては、これらを活用しながら校長を中心に「新規採用養護教諭研修推進委員会」や「メンターチーム」などの支援体制を機能させ、多くの方が新規採用者に関わっていただくようお願いいたします。

また、岐阜県では「学び合い文化の醸成」「協働的な職場環境づくり」をキーワードに教育活動を展開しています。各校におかれましては、このことを念頭に、新規採用者との「対話」を重視した研修をお願いできればと思います。採用一年目は不安も大きく、悩みも尽きない時期であります。皆さまには、新規採用者の日常の様子も見守っていただきながら、子供たちや保護者、そして地域の方から信頼される養護教諭として新規採用者が活躍できるよう、どうか温かい指導と助言をお願いいたします。

令和6年4月

岐阜県教育委員会
教育研修課長

令和6年度 岐阜県新規採用養護教諭研修実施要項（小中義）

1 目 的

教職の基礎形成を図るため、実践的指導力と教育公務員としての使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付ける。

2 対 象

令和6年度に新規採用された養護教諭で、過去に当該研修を未受講の者とする。

3 内 容

- （１）新規採用養護教諭は、校内において、新規採用養護教諭研修校内研修指導者（以下「校内研修指導者」という）を中心とする指導及び助言による研修（以下「校内研修」という）を受ける。
 - ・ 1回4時間を基本とし、年間60時間。なお、教職大学院を卒業した者の場合は、1回4時間を基本とし、年間36時間以上（ただし、年間60時間を超えてはならない）。
- （２）新規採用養護教諭は、校外において、総合教育センター等での研修（以下「校外研修」という）を受ける。
 - ・ 年間11日（内、1日は配置校研修）

4 年間研修計画

校長は、県教育委員会が示す校外研修計画を踏まえ、当該学校の実情に配慮し、校内研修指導者の参画を得て、校内研修実施計画を作成する。

5 校内研修

校内体制

- （１）校長は、校務分掌に新規採用養護教諭研修推進委員会を位置付け、学校全体としての協力体制を確立する。
- （２）新規採用養護教諭研修推進委員会では、校内研修実施計画の作成、実施上の調整、点検、評価を行い、適宜改善がなされるよう、校長が指導する。
- （３）校長、副校長、教頭、保健主事等は、校内研修実施計画に従い、研修項目に応じて指導・助言に当たる。
- （４）校内研修指導者は、校長等の指導のもとに、校内研修実施計画に従い、指導・助言を行うとともに、校内研修における指導・助言の状況を把握し、系統的、組織的な研修が行われるようにする。
- （５）校長は、新規採用養護教諭が校内研修を受ける間、その職務が他の教職員によって適切に行われるようにするなど、校内体制を整備し、業務に支障のないように配慮する。

校内研修指導者

- （１）校内研修指導者は、教育事務所の推薦を受け、各教育事務所が委嘱する。
- （２）校内研修指導者は、原則として養護教諭の退職者で、校内研修指導者としての資質を有する者とする。
- （３）校内研修指導者の任用期間は、委嘱日から翌年3月31日までの範囲で定める。
- （４）校内研修指導者は、校長、副校長、教頭の指導の下に、校内研修実施計画の作成及び校内研修における指導・助言に当たる。
- （５）校内研修指導者の勤務条件は次のとおりとする。
 - ① 学校において新規採用養護教諭の校内研修の指導者としての職務を遂行する。
 - ② 任用期間において、1回4時間を基本とし、年間60時間の校内研修の指導を行う（日時に

については、学校と校内研修指導者間で相談の上、決定する）。

- ③ 校内研修指導者は、新規採用養護教諭研修実施校校内研修指導者連絡協議会に参加する。

6 校外研修

校外研修は、県教育委員会が作成する校外研修実施計画に基づき教育研修課が実施する。

7 校外研修に係る後補充のための非常勤講師

- (1) 新規採用養護教諭研修の校外研修に伴い、学校の必要に応じて、校外研修実施日に勤務する1名の非常勤講師を配置することができる。
- (2) 後補充のための非常勤講師の勤務条件は次のとおりとする。
- ① 任用期間内の長期休業中を除く校外研修日で、1日6時間、年間8日を上限とする。
 - ② 校内研修指導者と兼ねてもよい。

8 実施計画書及び報告書等の提出

(期限については別紙を参照)

- (1) 各教育事務所
- ① 教育事務所長は、「校外研修実施計画書(様式6)」を作成し、県教育委員会教育研修課に提出する。
 - ② 教育事務所長は、「校外研修実施報告書(様式7)」を作成し、県教育委員会教育研修課に提出する。
- (2) 小・中・義務教育学校
- ① 校長は、「校内研修実施計画書(様式1)」、「校外研修に係る補充計画書(様式2)」を作成し、市町村教育委員会、教育事務所を通じて、県教育委員会教育研修課に提出する。
 - ② 校長は、「校内研修実施報告書(様式3)」、「校外研修記録カード(様式4)」の写し、「校外研修に係る補充実施報告書(様式5)」、「非常勤講師勤務実績簿」の写しを作成し、市町村教育委員会、教育事務所を通じて、県教育委員会教育研修課に提出する。

◇令和6年度 新規採用養護教諭研修計画 【小・中学校・義務教育学校】

(1) 校外研修 (全11日)

回数	月 日	主 な 研 修 内 容	開催方法・会場	指 導 者
1	5月7日 (火)	・教職員の服務について ・文書管理・働き方改革・ハラスメント防止について ・児童生徒理解について (いじめ対応等を含む) ・初任者に望むこと ・学校安全と危機管理 (給食における異物混入、食物アレルギー対応等を含む) ・社会人としてのマナー ・今後の研修について	＜集合研修＞ 総合教育センター	担当指導主事等
2	6月4日 (火)	・現地研修 (中学校) 保健室経営、養護教諭の執務の実際等 ・熱中症の予防及び対応 ・救急処置の実際 ・保健教育Ⅰ①	＜集合研修＞ 中学校	現職養護教諭 担当指導主事
3	6月11日 (火)	・現地研修 (小学校) 保健室経営、養護教諭の執務の実際等 ・健康観察の目的と実際 ・健康診断の事後措置と評価	＜集合研修＞ 小学校	現職養護教諭 担当指導主事
4	7月22日 (月)	・応急処置演習 ・学校環境衛生と薬品管理 ・学校における感染症対策 ・学校におけるアレルギー対応 ・養護教諭が行う保健教育 ・現代的健康課題を抱える児童生徒への支援Ⅰ	＜集合研修＞ 総合教育センター	外部講師 担当指導主事等
5	7月23日 (火)	・保健教育Ⅰ② ・保健教育Ⅰ③	＜集合研修＞ 総合教育センター	担当指導主事等
6	7月24日 (水)	・保健教育Ⅰ④ ・保健教育Ⅰ⑤ 発表 ・日頃の執務における課題と工夫	＜集合研修＞ 総合教育センター	現職養護教諭 担当指導主事
7	10月22日 (火)	・morinos 森林体験活動 ・体験から考える保健管理と保健教育	＜集合研修＞ morinos (森林文化アカデミー内)	外部講師 担当指導主事
8	11月5日 (火)	・校種間交流 (特別支援学校) ・特別支援教育と養護教諭 ・現代的健康課題を抱える児童生徒への支援Ⅱ	＜集合研修＞ 特別支援学校	現職教諭 担当指導主事
9	各教育事務 所で設定 10月～11月 の1日	・配置校研修 保健教育Ⅱ (研究授業) 及び保健室の執務 参観・指導 (詳細は各教育事務所から示される)	勤務校	各教育事務所主 事

10	12月10日 (火)	・情報モラル教育、情報管理、著作権 ・ICTを活用した保健教育 ・ICTを活用した保健管理	<集合研修> 総合教育センター	現職養護教諭 担当指導主事等
11	2月4日 (火)	・保健室における相談活動の実際について ・2年目の養護教諭に期待すること ・組織力を生かした学校保健の推進 ・研修を終えるにあたって	<集合研修> 総合教育センター	外部講師 担当指導主事等

(2) 校内研修(例)

区 分	研 修 内 容
基礎研修	・学校教育目標と学校保健 ・校務分掌について ・公文書や各種報告書について ・職員会議への提案の仕方
保健管理	・学校における救急処置 ・健康診断の実施計画の立案、実施、事後措置及び評価 ・保健情報の管理と活用方法 ・健康観察の効果的な進め方 ・保健室利用状況の分析と評価 ・疾病のある児童生徒への対応 ・障がいのある児童生徒への支援 ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関する事務処理の仕方 ・保健室の備品の管理 ・学校医や学校歯科医との連携の進め方 ・日常的な点検への参画と適切な実施 ・学校薬剤師との連携の進め方
保健教育	・学級活動におけるティーム・ティーチングの授業の実際 ・学校行事における保健教育 ・集団宿泊行事に伴う保健管理と保健教育 ・個別の保健教育の実際 ・効果的な資料の作成 ・ティーム・ティーチングによる体育科、保健体育科における保健教育及び関連教科への参画の仕方 ・道徳教育における生命の尊さ等の内容項目に関する指導への参画の仕方 ・総合的な学習の時間における健康に関する指導への参画の仕方 ・保健日より、掲示物等の作成 ・保健放送等
保健室経営	・保健室経営の基本的な考え方 ・保健室経営計画の作成方法 ・保健室経営計画の実施と評価 ・児童生徒、教職員、保護者及び関係機関等との連携の進め方 ・保健室の設備及び備品の管理の仕方 ・学校経営、学級経営との連携
健康相談	・心身の健康課題への対応に向けた養護教諭の役割 ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との連携 ・健康相談の進め方 ・児童生徒の訴えの受け止め方・観察の仕方 ・記録の作成・活用の仕方 ・支援計画の作成・実施・評価 ・校内の相談組織との連携 ・保護者への連絡や面談の仕方 ・関係機関等との連携の進め方 ・相談に適した保健室環境設定
保健組織活動	・保健組織活動の意義 ・学校保健安全委員会の進め方と運営 ・児童生徒保健委員会活動の指導と工夫 ・家庭、保健所、児童相談所等の福祉関係機関及び医療機関等との連携

◇新規採用養護教諭研修実施校 校長・校内研修指導者連絡協議会【小・中学校・義務教育学校】

回	日 時	内 容	会 場
1	4 月	・ 校内研修指導者委嘱状交付 ・ 研修計画の内容及び作成 ・ 校内研修指導者の業務及び指導・助言に関する留意事項 ・ 新規採用養護教諭研修実施上の協議 等	各教育事務所等
2	2 月	・ 研修内容の成果と課題 等	

※詳細は、教育事務所ごとに示す。

別紙 関係文書の提出先について（小中義）

提出先 提出書類	学 校 ↓ 市町村教委	市町村教委 ↓ 教育事務所	教育事務所 ↓ 教育研修課
<様式 1> 校内研修実施計画書 <様式 2> 校外研修に係る補充計画書	校長は、市町村教委へ提出（※2）	市町村教委は、教育事務所へ提出（※2）	令和6年 6月18日 （火）
<様式 3> 校内研修実施報告書 <様式 4> 校外研修記録カード(写) <様式 5> 校外研修に係る補充実施報告書 非常勤講師勤務実績簿(写)^{※1}			令和7年 3月14日 （金）
<様式 6> 校外研修実施計画書			令和6年 6月18日 （火）
<様式 7> 校外研修実施報告書			令和7年 3月14日 （金）

※1 非常勤講師勤務実績簿(写)は、備考欄等に、校内研修指導者として勤務した日は「指導」、後補充として勤務した日は「補充」、会議に参加した日は「会議」等と内容が分かるように記載すること。また、勤務実績がない月は「勤務実績なし」として報告すること。

※2 市町村教委及び教育事務所への提出期日は、後日連絡あり。

養護教諭としての心構え

勤務開始後、すぐに児童生徒とかかわるので、以下の点については、十分に気を付けること。

(1) 事故(外傷、急病等も含む)発生時の対応

- ①応急手当の実施:優先すべきことは、児童生徒等の生命と健康である。
 - ②管理職への報告:速やかに連絡する。
 - ③被害児童生徒等の保護者への連絡:第一報は可能な限り早く連絡する。
- ※「この程度のけが…」という意識ではなく、常に最悪のケースを想定して責任ある行動をとる。

(2) いじめ等の未然防止と早期発見・早期対応の徹底

- ①「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえるものであること」、「だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであること」を十分に認識する。
- ②いじめの早期発見と早期対応
児童生徒が発する小さなサインを見逃さないよう、日ごろから丁寧に児童生徒理解を進め、早期発見に努める。そのためには、表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じとる必要がある。
※違和感を感じた際には、速やかに管理職へ報告する。

※上記の詳細については、校外研修の該当講座で説明します。

